

議案第 74 号第 5 次名護市総合計画基本構想の策定について及び議案第 75 号第 5 次名護市総合計画基本計画の策定についてに関する附帯決議

名護市は、昭和 45 年に 1 町 4 村が合併し市制を施行した。昭和 48 年の第 1 次基本構想策定以来、第 4 次名護市総合計画までの 46 年間にわたり、名護市の発展を計画的な施策の推進と市民との協働のもと社会基盤は着実に整備されてきた。

地方分権の流れの中で、平成 23 年の地方自治法改正に伴い地方自治体における基本構想策定の義務はなくなったが、名護市議会基本条例第 12 条(議決事件の追加)に「名護市総合計画基本構想」並びに「名護市総合計画基本計画」が明記してあることが、名護市議会として議決事件とする根拠となっている。

第 5 次名護市総合計画は、近年の名護市を取り巻く目まぐるしく変化する社会・経済情勢の中で本市の 50 年先の未来を見据えた柔軟かつ堅実な歩みを進めるため、第 4 次総合計画で掲げた項目の成果等を検証・研究し、その結果を加味した上で、今後 10 年間のまちづくりのテーマである「つなぎ、創る、しなやかな未来」を実現するための市の最上位計画であると我々は認識している。

名護市の地域特性や取り巻く時代潮流を読み解くため、市民との協働の場と位置付けられた地域別ワークショップ「よってたかつてゆんたく」を開催し、議論・検討を進めてきたことを踏まえて第 5 次総合計画の策定経緯等について、市当局から説明を受け、一定の評価はするものであるが、策定段階における議会のかかわりについては配慮すべきであったと思料する。

第 197 回定例会において、第 5 次名護市基本構想と基本計画を上程後、名護市第 5 次総合計画検討特別委員会を設置して慎重に審査した結果等から、下記の意見を付して総合計画に即した着実な実施を求める。

記

- 1 これからの 50 年を見据えた次の 10 年間の計画である第 5 次総合計画の策定において、議会への提案時期及び計画策定内容等については、議会へ適宜、説明する必要があったと思慮されることから、次期計画策定時においては、議会との連携を密にすること。
- 2 総合計画の実施に不可欠な関連計画において、長年、改定されていない計画や時代背景等により改定すべき計画が見受けられたことから、次のことを要望する。
 - (1) 時代背景を如実に反映した各種関連計画の改定を着実に実施すること。
 - (2) 名護市民の意見を十分に反映させた計画とすること。
 - (3) 議会の意見を十分に反映させた計画を策定し、説明を行うこと。
- 3 今後の社会・経済状況を鑑み、時代のニーズに合った人材育成を図るための具体的な施策を実施すること。
- 4 第 5 次名護市総合計画検討特別委員会での上記の指摘事項を十分反映させ、対応すること。

以上、決議する。

令和 2 年 2 月 17 日

沖縄県名護市議会

宛先 名護市長